

# 大田区南六郷創業支援施設オープンスペース・セミナールーム

## 貸切利用のご案内

### ■お願い■

1. 使用時間内に準備及び撤収をお願いいたします。※開館前、閉館後の使用は原則禁止です。
2. 貸切利用される際は別途「貸切利用申請書」をご記入の上、指定管理者へご提出ください。
3. スペース内の設営及びレイアウトの変更が必要な場合は、貸切利用者が準備を行うとともに、利用終了後の原状復帰を行います。
4. 当日の運営及び受付業務は貸切利用者が行います。
5. 備品の貸し出し・返却は、指定管理者立ち会いのもと行います。
6. 有線 LAN を利用する場合は、指定管理者に確認してください。
7. 配布資料は、貸切利用者が用意してください。
8. 貸切利用者は、当施設で商品などの販売・飲食等を行う場合、申請書にその旨を記載することとします。
9. 貸切利用者は、台車を使った搬入、大掛りな装置の搬入等を行う場合は、あらかじめ指定管理者に相談してください。事前に相談がない場合は、対応できない場合がございます。
10. 貸切利用者は、告知ページやチラシなどの広報物の連絡・問い合わせ先に貸切利用者イベント等の主催者の電話番号やメールアドレスを記載することとし、原則として、当施設の連絡先は記載しないものとします。
11. 貸切利用者は、当施設で実施するイベント等の内容に関する問い合わせ及び苦情について、責任を持って対応することとし、指定管理者での対応は、原則として行わないものとします。

### ■免責について■

1. 当施設は、貸切利用者がイベント等の参加者の所有物等を棄損・汚損してもその損害を賠償する責を負いません。
2. 当施設は、利用中に生じた貸切利用者の所有物等の盗難・棄損については、その原因に関わらず、その損害を賠償する責を負いません。
3. 当施設は、故意または重大な過失によらない火災、盗難、諸設備の故障等による損害について、その損害を賠償する責を負いません。
4. 当施設は、不測の事故、天災地変及び官公署の命令・指導などにより、当施設の利用が不可能な事態が生じた場合、貸切利用者がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負いません。
5. 当施設は、当施設の電源及び無線 LAN 等を利用して、パソコン等の不具合、データの消去・漏洩等の事態が生じた場合、貸切利用者がこれによって損害を受けてもその損害を賠償する責を負いません。

以上